

国立大学法人大阪大学役員会（平成27年度 第3回）議事要旨

日 時 平成27年6月22日（月） 9:31～9:45
場 所 総長室
出 席 者 平野総長、恵比須、東島、馬場、相本、大竹、大木、岡村 各理事
オブザーバー 関監事

○ 前回議事要旨の確認

事前に配付している第2回役員会（5月25日開催）の議事要旨（案）について、特段の意見があれば6月26日（金）までに総務企画部 総務課 企画調整係へ提出のうえ確定させることとした。（なお、同日までに意見の提出はなく、原案のとおり確定した。）

【報告事項】

1. 平成26年度資金運用について

大竹理事から、平成26年度の資金運用実績について、報告があった。

2. 平成27年度会計監査人の選任について

大竹理事から、配付資料に基づき、平成27年度会計監査人を選任した旨の報告があった。

【審議事項】

1. 大学機関別認証評価「自己評価書（案）」について

6月16日開催の教育研究評議会及び6月17日開催の経営協議会において承認された、大学機関別認証評価に係る自己評価書（案）について、審議の結果、これを承認した。

2. 平成26年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

6月16日開催の教育研究評議会及び6月17日開催の経営協議会において承認された、平成26年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について、審議の結果、これを承認した。

3. 平成28年度 大学院人間科学研究科の整備事項について（案）

6月16日開催の教育研究評議会において承認された、大学院人間科学研究科の平成28年度改組について、審議の結果、これを承認した。

4. 平成26年度決算報告について

大竹理事から、配付資料に基づき、6月17日開催の経営協議会において承認された、平成26年度決算報告について説明があり、審議の結果、これを承認した。

5. 就業規則等の改廃について（非常勤職員（定時勤務職員）就業規則適用者等がいなくなったことに伴うもの）（別紙のとおり）

大木理事から、配付資料に基づき、6月16日開催の教育研究評議会において承認された、非常勤職員（定時勤務職員）就業規則の適用者及び非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程における別表第2Aの適用者がいなくなったことに伴う就業規則の廃止及び一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

6. 就業規則等の一部改正（年俸制教職員（月給制からの移行者に限る）の退職手当関係）

「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程」

「国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程」

「早期定年退職制度に関する規程」

6月16日開催の教育研究評議会において承認された、退職手当算定上の勤続期間を有する年俸制教職員が、特別の事由に該当し退職する場合における特例措置等を定めることに伴う就業規則等の一部改正について、審議の結果、これを承認した。

7. 「国立大学法人大阪大学役員報酬規程」の一部改正について

大木理事から、配付資料に基づき、6月17日開催の経営協議会において承認された、非常勤役員の報酬を日額から月額に改定することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

8. 平成27年6月期賞与の支給基準等について（案）

6月17日開催の経営協議会において承認された、平成27年6月期に支給する教職員賞与及び役員賞与の支給基準等について、審議の結果、これを承認した。

9. 教育関係共同利用拠点（日本語日本文化教育センター）再認定の申請について

文科省から認定を受けている教育関係共同利用拠点の認定期間終了による再認定申請について、審議の結果、これを承認した。

次回定例役員会は、平成27年7月21日（火）に開催することとした。

以上

＜一部改正する就業規則＞

- 国立大学法人大阪大学の作成する就業規則の種類及びその適用者に関する規程
- 国立大学法人大阪大学シフト勤務等適用職員の勤務時間等に関する取扱い規則
- 国立大学法人大阪大学教職員労働災害補償規程
- 国立大学法人大阪大学任期付教職員の住居手当に関する細則
- 国立大学法人大阪大学非常勤職員等育児・介護休業等に関する規程
- 国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)給与規程
- 国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程

＜一部改正する人事関係規程＞

- 教職員の災害応急作業等手当（東日本大震災関係）の支給に関する要項
- 国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する要項

＜廃止する就業規則＞

- 国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時勤務職員)就業規則
- 国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時勤務職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程
- 国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時勤務職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する細則
- 国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時勤務職員)給与規程

＜廃止する人事関係規程＞

- 非常勤職員（定時勤務職員）就業規則申合せ事項
- 非常勤職員（定時勤務職員）就業規則の適用を受けていた者を満60歳到達時以降に雇用する場合の取扱について
- 国立大学法人大阪大学の「法人化前から雇用する非常勤職員が、経過措置期間（平成22年3月31日～平成27年3月31日）中に退職する場合に、法人化前の在職期間等に応じて支給する一時金」の支給に関する要項
- 国立大学法人大阪大学引継支援制度に関する内規

＜一部改正するその他人事関係規程＞

- 国立大学法人大阪大学任期付教職員等の労働契約の期間に係る年齢制限に関する申合せ事項